

「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や昨年4月の気候変動サミットにおける「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップ等の重要戦略が相次いで制定されている。

さらに、現在、地球温暖化対策を経済成長につなげていく具体的な道筋を示すためのクリーンエネルギー戦略の策定が進められているところである。

民間事業者においても ESG 金融の進展に伴い、RE100 や SBT など「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050 年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につなげるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

- 1 「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や国内生産拠点の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。
- 2 2030 年度時点の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減するという政府目標の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画で示されている再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するため、地方自治体が「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。
- 3 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等の太陽光発電設置、ZEB 化や木造化・木質化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。

- 4 カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や成長に資するものとなるよう、そのあり方を広く議論し、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- 5 カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、中小企業の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等まで、地域中小企業に過度な負担が生じることがないように継続的な支援を行うこと。
- 6 カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講じること。
- 7 新築住宅に対する ZEH 基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。
- 8 再生可能エネルギーの一層の普及を図るため、地域共生型・地域裨益型の取組を推進する地域脱炭素化促進事業の認定制度が創設された。この制度の活用を促進するため、手続き簡素化の対象拡大や補助金上の優遇等、市町村や事業者にとってより有効で強力なインセンティブを設定すること。
- 9 カーボンニュートラルの切り札となる水素を活用するために、水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。
- 10 モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）において、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。
- 11 カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づき、脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

- 12 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックアップ電源の確保など、事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。
- 13 温室効果ガスの排出量については、排出量カルテにより都道府県・市区町村別の数値が示されているが、最新年度の公表に3年程度を要することから、温暖化対策の進捗状況を地方自治体・事業者が共有し、取組の促進につながるよう、推計による速報値などで速やかに排出状況を公表すること。また、再エネの導入については、今後、卒FITや非FITの増加が見込まれる中、再エネ全体の導入容量を把握する手段がないため、地方自治体別の再エネ全体の導入容量を公表する仕組みを整備すること。

令和4年11月14日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	池田豊人
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	清水希茂
四国経済連合会会長	佐伯勇人